

発議第3号

令和7年5月21日

糸魚川市議会議長 古畑 浩一 様

提出者	糸魚川市議会議員	阿部 裕和
賛成者	糸魚川市議会議員	中村 実
	糸魚川市議会議員	松尾 徹郎
	糸魚川市議会議員	田中 立一
	糸魚川市議会議員	渡辺 栄一
	糸魚川市議会議員	和泉 克彦
	糸魚川市議会議員	松田 徳彦
	糸魚川市議会議員	池田 七菜
	糸魚川市議会議員	加藤 康太郎
	糸魚川市議会議員	田原 洋子

糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び糸魚川市議会会議規則第14条の規定により提出します。

糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例

糸魚川市議会委員会条例(平成17年糸魚川市条例第206号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

合議体として効果的な質疑、意見交換を行うため、議会運営委員の定数を改正するものである。